

豊川市監査公表第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年1月31日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	柴田訓成

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

市民部人権生活安全課

2 監査の範囲

令和5年4月1日～ 令和6年11月11日

3 監査の実施期間

令和6年9月4日～ 令和6年11月11日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について
- イ 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務に関する事務について
- オ 人事に関する事務について
- カ 組織に関する事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

(ア) 豊川市安全なまちづくり推進大会開催に係る費用は、大会会則によると豊川市、豊川交通安全協会及び豊川防犯協会連合会が負担するものとなっているが、負担割合について明記されていないため、支出根拠を確認することができない。そのため、会則等において開催に係る費用の支出根拠が客観的に分かるものとなるよう検討されたい。

(イ) みんなの消費生活展実行委員会は、豊川市において活動する消費者団体から選出された役員をもって構成され、本会の経費は、市からの委託金をもって行われている。その委託金の保管及び管理は、事務局である豊川市市民部人権生活安全課職員が行っている。そのため、市が事務局となり準公金を管理していく体制について妥当性や必要性の精査を行い、あるべき管理体制への移行を検討されたい。

イ 改善事項

(ア) 豊川市安全なまちづくり推進大会開催通知用郵便はがきの受払簿が整備されていなかった。そのため、準公金の受払状況を明らかにするため、受払簿を整備されたい。

(イ) 以下の委託業務における設計書が、施行伺及び契約書に添付されていなかった。そのため、財務事務の手引きを参考に、適切な財務事務となるよう改善されたい。

- ・ 法律相談業務委託
- ・ 人権・男女共同参画講演会
- ・ 女性悩みごと相談業務委託

(3) 意見

先の改善事項に準公金の郵便はがきの管理を指摘しているが、その他にも運転免許自主返納支援事業の支援品として所有しているコミュニティバス回数券とタクシー券について、現物と受払簿に記載された枚数が一致していなかった。この件については、監査執行の際に口頭注意としたが、その他にも財務事務の軽微な不備が散見されているため、職場内における適切な内部統制によって抑止するよう望むものである。

また、昨今、闇バイトによる高齢者を狙った強盗事件や小学生への犯罪行為などが発生しており、防犯カメラの必要性が高まっている。

防犯カメラの設置は、地域の防犯対策への活用や犯罪抑止効果等が期待されるものである。一方で、被撮影者のプライバシー権等を侵害するおそれがあり、慎重な運用が必要とされる。これらのことから、市は防犯カメラの設置に関し、住民の理解を得ながら適切な設置、運用にあたり、住みよい地域社会を推進するための一助となるよう望むものである。